

令和6年度第4回介護保険運営協議会会議録

1 会 議 名 令和6年度第4回介護保険運営協議会

2 開催日時 令和7年2月26日（水）午後1時27分から午後2時38分まで

3 開催場所 一関保健センター多目的ホール

4 出席者

- (1) 委 員 秋保茂樹会長、村上秀昭副会長、吉原睦委員、岩渕一昌委員、
高橋一夫委員、佐々木裕子委員、佐藤照子委員、阿部英里子委員、
長澤茂委員、岩渕松義委員、沼倉恵子委員、長田昌委員、佐藤みさ子委員
- (2) 事務局 佐藤正幸事務局長、山形雅彦介護保険担当参事、菅野文子介護福祉主幹、
千葉信子事務局次長兼介護保険課長、小野寺久美一関西部地域包括支援セン
ター所長、千田修社会福祉主査、佐藤恵美一関東部地域包括支援センター所
長、菅原大輔主任社会福祉士、坂本光司介護保険課長補佐兼資格給付係長、
中村謙介介護保険課長補佐兼認定調査係長、糸数透介護保険総務係長、
若生晃央主任主事、鈴木正志主任

5 議 事

(1) 報告事項

- ア 令和6年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について
（資料No.1）
- イ 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について（資料No.2）
- ウ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について（資料No.3）
- エ 令和6年度地域連携推進会議の報告について
 - ① 一関西部地域連携推進会議（資料No.4）
 - ② 一関東部地域連携推進会議（資料No.5）
- オ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について（資料No.6）
- カ 特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果について（資料No.7）

(2) 審議事項

- ア 指定地域密着型サービス事業者の新規指定について（資料No.8）
- イ 指定介護予防支援事業者の指定更新について（資料No.9）

(3) その他

6 公開、非公開の別 部分公開

7 傍 聴 者 なし

8 挨 拶

〔事務局長挨拶〕

委員の皆様にはご多用のところ、第4回介護保険運営協議会にご出席いただき感謝申し上げる。

また、日頃から介護保険制度の円滑な運営について、多大なるご支援ご協力を頂いて

いることに、改めて御礼を申し上げます。

当組合管内においては、介護の必要性が増す 75 歳以上の高齢者が増加しており、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであることや、増加する認知症の人への支援の充実が求められていること、生産年齢人口の減少に伴う介護の人材不足が大きな課題となっているところである。

高齢化率は、令和 7 年 1 月末現在 39.20%であり、前年同期と比べ 0.48 ポイント上昇しており、今後も少子高齢化の更なる進行が見込まれているところである。

このような中、当組合では、今年度から令和 8 年度までを実施期間とする第 9 期介護保険事業計画において、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年を見据えた持続可能な介護保険運営を図り、「介護が必要になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」ということを基本理念に、地域包括ケアシステムの推進など 8 項目を長期目標に掲げている。また、それぞれ定めている短期目標を実現するため、具体的施策に取り組んでいるところである。

本日は、特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果など 6 件を報告させていただくほか、指定地域密着型サービス事業者の新規指定など 2 件を協議させていただく。

委員の皆様方には、地域に密着した細かな視点からのご意見を賜りたいと考えているのでよろしく願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

〔秋保会長挨拶〕

本日は、ご多忙の中、お集まりいただき感謝申し上げます。本日は 8 件の報告及び審議事項がある。慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

9 審 議

(1) 報告事項

ア 令和 6 年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について（資料No.1）

事務局が資料No.1 により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 報告は以上とする。

イ 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について（資料No.2）

〔一関地区広域行政組合情報公開条例（平成 19 年一関地区広域行政組合条例第 2 号）第 7 条第 3 号アに該当するため非公開〕

事務局が資料No.2 により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 報告は以上とする。

ウ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について（資料No.3）

事務局が資料No.3 により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 この事業所が、雫石町の法人に事業譲渡されたのは、自由競争の結果か。

事務局 今回対象の事業所を運営する株式会社M y ケアは、地域密着型通所介護以外に広域型の通所介護、訪問介護、サービス付き高齢者向け住宅を運営しておりその全てを雫石町の株式会社航和に事業譲渡することになった。現地確認の際に株式会社航和の職員から聞いたところによると、株式会社M y ケアが介護部門の見直しをしているところに、株式会社航和が総合的に介護の運営ができるところを探しているという話があり、事業譲渡につながったとのことである。

委 員 株式会社航和は雫石町の方でも高齢者に関する事業を展開しているか。

事務局 雫石町や盛岡市で事業を実施している。

議 長 ほかに質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 報告は以上とする。

エ 令和6年度地域連携推進会議の報告について

① 一関西部地域連携推進会議（資料No.4）

② 一関東部地域連携推進会議（資料No.5）

事務局が資料No.4及び資料No.5により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 報告は以上とする。

オ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について（資料No.6）

事務局が資料No.6により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 報告は以上とする。

カ 特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果について（資料No.7）

事務局が資料No.7により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 報告は以上とする。

(2) 審議事項

ア 指定地域密着型サービス事業者の新規指定について（資料No.8）

事務局が資料No.8により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 異議なしでよろしいか。

委 員 全員「異議なし」

議 長 異議なしと認める。

イ 指定介護予防支援事業者の指定更新について（資料No.9）

事務局が資料No.9により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 異議なしでよろしいか。

委 員 全員「異議なし」

議 長 異議なしと認める。

(3) その他

事務局から介護保険料における基準額の改正について資料No.10により説明した。

議 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 ほかに審議事項はないか。

委 員 特別養護老人ホームの空床情報提供のお願いのメールが介護保険課から私の所属する特別養護老人ホームに届いた。メールだけでは協力する施設は少ないと思うので、組合管内の特別養護老人ホームが構成員となっている協議会の会議の場で説明してほしい。

事務局 ぜひそのような機会を設けていただき説明させていただきたい。

議 長 ほかに審議事項はないか。

委 員 全員「なし」

議 長 審議等の一切を終了する。

10 その他

事務局 審議等事項以外の部分で連絡など、委員の皆さんから何かあるか。

委 員 前回の協議会で、マイナンバーカードの施設等での取り扱いについて、行政で何か指針を示していただけないかと話があったと思うが、その進捗状況はどうなっているか。また、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証の周知をしてほしい。

事務局 医療分野担当の一関市国保年金課に尋ねたところ、マイナ保険証を推進するためのチラシがあるということであり、機会を捉えて施設などに送付することを検討している。なお、そのチラシはマイナ保険証でなくても経過措置期間は資格確認書でも有効であるという内容であり、完全にマイナ保険証だけを推進していくというチラシになれば再度機会を捉えて施設などに送付することを検討したい。

事務局 ほかに委員の皆さんから何かあるか。

委 員 昨年の医療と介護の報酬改定で、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護医療院の介護保険施設等は協力医療機関を定めることが義務化された。例えば、夜中に調子が悪くなったとして、マイナンバーカードや健康保険証などのことで慌てることのないよう、日頃から連携を密にするということである。協力医療機

関としての要件は、1つ目は介護保険施設等の入所者について医療機関といつでも相談できる体制をとること、2つ目は介護保険施設等からの診療の求めに対し医療機関では診療を行う体制がいつでも確保されていること、3つ目は介護保険施設等と医療機関との間でスムーズに入退院できることなどである。現在は3年間の経過措置期間中である。

これがスムーズになれば、介護施設と協力医療機関はいつも顔なじみで、入所者についてもどのような病気でどのような薬を処方されているということがすぐにわかるような体制をとることが厚生労働省の協力医療機関としての考え方になったので、医療機関としても検討しているところである。

事務局 特別養護老人ホームなどの介護保険施設等は要件を満たした協力医療機関を定めることが、令和6年度から努力義務とされた。現在は3年間の経過措置期間であり、令和9年3月までに定めなければならないが、それに関わらず、医療機関にお願いしても承諾してもらえないという話が各施設から介護保険課に届いている。これを踏まえて、当組合では、医療機関に介護保険施設等と協力医療機関としての連携を義務付けてほしいことを、全国組織である全国介護保険広域化推進会議に要望としてあげているところである。

委員 両磐地域ではないが、全国をみれば医療資源が潤沢な地域では、医療機関側がぜひうちを協力医療機関として選んでほしいという地域もある。両磐地域では、日常的に施設とやり取りをするところが、協力医療機関としてスタートしたところであり、それは、ほとんどが県立病院であった。しかし、県立病院は救急対応が主たる業務となったことから、両磐地域では県立病院を協力医療機関とし連携することが難しいと思われる。ただし、まだまだ余力のある病院もあると思う。

グループホームの場合は3つの要件のうち医療機関への入院については要件から外れるが、相談体制や診療体制の要件について医療機関が納得すればよいとのことであり、医療機関としてはもう少し様子を見たいと思う。

事務局 ほかに委員の皆さんから何かあるか。

委員 全員「なし」

事務局 次回以降の運営協議会の開催予定について、事務連絡をさせていただく。

令和7年度第1回の会議は6月中旬を予定している。

なお、このほかに、介護サービス事業所の指定時期の都合などにより、急ぎ書面での開催をお願いする場合もあるので、あらかじめご了承ください。

11 担当課 介護保険課